

2023(令和5)年12月1日

宇城市内への企業誘致をさらに加速 — 宿泊施設の優遇制度を創設・設備投資補助の上限を2億円に —

【経緯】

市では、TSMC 進出を契機とする企業進出の活発化と台湾との交流促進による観光や交流の活性化などを見据え、企業誘致をこれまで以上に強化します。

その一環として、宿泊施設を対象とした新たな奨励措置を創設し、設備投資を対象とする補助額の上限を拡充するため、必要な条例案を第4回宇城市議会定例会に提出します。

【目的・ねらい】

市内には従来から宿泊施設が少なく、出張者や観光客が他市町村に流出している状況で、市内企業からも必要性の声が上がっていました。今後の宿泊需要の回復や台湾との交流での新たな観光・交流需要の創出を見据え、宿泊施設の誘致に力を入れることで、まちづくりの新たな「核」ができることを期待しています。

また、TSMC 進出を契機に見込まれるさまざまな企業の進出や設備投資を積極的に市内に取り込むため、設備投資補助金の限度額を、5,000万円から2億円に拡大。これまで以上に大規模な投資に対応できるようにすることで、市内への新規企業の進出や地元企業の投資拡大をより一層進めていきます。

- 1 **見直し内容 (予定)**
- (1) 宿泊施設に対して奨励措置(固定資産税の課税免除)の創設
 - (2) 宿泊施設に対する設備投資補助率を最高5%に引き上げ
 - (3) 設備投資補助金の限度額を2億円に増額
- ※(1)、(3)のために必要な条例改正を第4回宇城市議会定例会に諮ります。
※(3)は R6.1.1から R9.3.31までの期間限定です。

2 **市の企業誘致奨励措置**

措置の種類	補助の内容	限度額
① 用地取得補助	用地取得費×30%	5,000万円
② 設備投資補助	投下固定資産額×2% ※宿泊施設は最高5%	2億円 (これまでは5千万円)
③ 固定資産税の課税免除 (宿泊施設のみ)	免除期間は3年間	-

問い合わせ 市長政策部地域振興課 (課長)森平 (課長補佐)御船
(担当:しごと創生係 河内、鞭馬)
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85
TEL:0964-32-1906 FAX:0964-32-2222